040801

[redacted]

素点 22.5
偏差値 61.20

第1問 答案用紙
（企業法）

問題1

代表取締役は株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する（349条4項）ため、本件契約の効果が甲会社に帰属するかを検討するにあたり、Bが代表取締役として認められるかが問題となるため、Bを代表取締役と定めた本件規定の有効性が問題となる。原則代表取締役の選定は取締役会の職務執行であるが（362条）、取締役会の専結機能の実効性を失わせない範囲において取締役会決議での選定に加えて株主総会決議での選定も加えることは認められると解する。よって本件規定は有効である。そして本件規定に基づきBを代表取締役として定めた事についての有効性が問題となるが取締役会設置会社である甲会社において株式を譲渡する際には取締役会の決議により その承認を得る必要がある（139条1項）ところ、本問において取締役会の承認を得てAの有する甲会社株式全部がBに有効に譲渡されているため、Bは適法に甲会社株式全部を保有する株主となり、本件規定に基づき自らを代表取締役として定めたことは有効である。次に本件契約が多額の借財（362条4項3号）にあたれば重要な業務執行の決定に該当し取締役会決議によることになる。本問において甲会社の取締役会規則で1000万円以上の金銭の借入は取締役会の決議を要する旨の定めがあり甲会社の総資産20億円の0.5%にあたるため当該額は多額といえる。よって本件契約に係る借り入れの額200万円は多額の借財とはいえない。したがって本件契約を代表取締役として適法に選定されたBが単独で甲会社を代表して行った行為は株式会社の代表として行為と認められるのであるから本件契約の効果は甲会社に帰属する。

問題2

役員はいつでも株主総会の決議（341条）によって解任され、解任されたことについて正当な理由がなければ会社に対して解任によって生じた損害の賠償請求ができる（339条1項2項）本問におけるCは令和元年6月に改選されているにもかかわらず令和4年6月に解任されている。これは「取締役の任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」の旨の規定を定めた定款に違反する。つまり、定款規定により取締役としての任期が令和4年事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであるにもかかわらず解任されている。したがって株主Bのこれに対する選任決議の表決という解任について正当な理由がなく取締役を解任されたBは任期満了の時までに受け取ることができると期待されていた役員報酬等という解任によって生じた損害をCは甲会社に賠償請求することができる。

K10—1

令和4年論文式企業法

評点

[redacted]

素点31
偏差値 70.60

第2問 答案用紙
（企　業　法）

問題1　新設分割をする場合に、新設分割後新設分割株式会社に対して債務の履行（当該債務の保証人として新設分割設立会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む。）を請求することができない新設分割株式会社の債権者及び人的分割類似行為に関しては新設分割株式会社の債権者が新設分割株式会社に対して新設分割について異議を述べることができる（810条1項柱書ニ3）

本件新設分割について新設分割設立会社のJ会社がB事業に係る一切の権利義務を承継し、承継対象の債務についてJ会社のみが責任の責任を負う。さらに本件新設分割に際して全部取得条項付種類株式の取得や剰余金の配当は行われず、よって保証債務の履行や人的分割類似行為には該当しないため、本件新設分割について異議を述べることができる債権者とは新設分割会社後、新設分割設立会社に対して債務の履行を請求できないB事業の債権者である。

問題2　Aは令和3年5月時点において甲会社が営んでいた事業のうち、B事業に関する商品を購入していた利用者である。Aは令和3年10月1日にB事業を新設分割設立会社にて行ったJ会社ではなく、購入当時B事業を営んでいた甲会社に対して債権の賠償を令和4年5月に請求しようとしているが、これが認められるか問題となる。

Aの休眠異議は甲会社の責任に帰すべき事由で当該医薬品に混入した異物の影響にあるものと判明しているため、「不法行為によって生じた債務の債権者」（766条2項）にあたり、本件分割後、新設分割設立会社に出資したB事業に対する債権者であるため、新設分割後、新設分割会社に対して債務の履行を請求できない債権者（810条1項2号）に該当するため「異議を述べることができる新設分割会社の債権者」（766条2項）である。また新設分割の際において本件新設分割において B事業に係る一切の権利義務を承継し、債権者は異議を述べることができないと想定される。しかし新設分割時点において新設分割後に新設分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても新設分割会社に対して新設分割会社や新設分割設立会社の成立の日である令和3年10月1日に有していた財産の価額を限度として当該債務の履行を請求することができる（764条2項）よってAの甲会社に対する請求は認められる。

評点